

※凡例：_____ H28 年度、H29 年度実績

1 条例遵守義務の指導強化

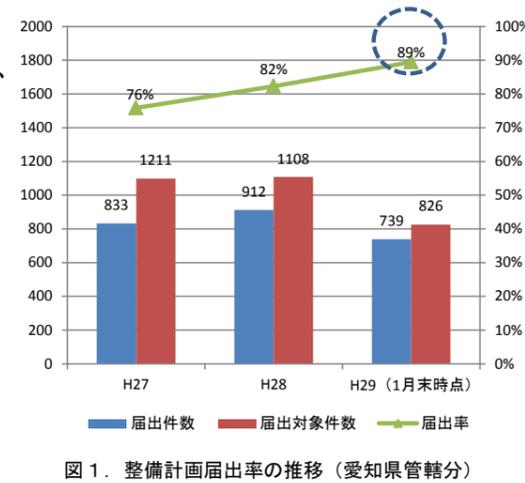
(1) 基本施策：整備計画届出率の向上 (図 1)

①届出義務の周知徹底

- ・ 愛知建築士会運営会議及び愛知県建築士事務所協会幹事会において、条例の届出義務を説明、各会員に届出義務のパンフレットによる周知を依頼。
- ・ 建築士会、建築士事務所協会の窓口で、随時パンフレットを配布するよう依頼。(配布部数：愛知建築士会 100 部、愛知県建築士事務所協会 600 部)
- ・ 建築士会の会報誌「愛知の建築」に条例の整備基準や届出義務についての記事を掲載。(平成 28 年度、平成 29 年度)
- ・ 県内の指定確認検査機関の窓口に、パンフレットの設置を依頼。(6 機関計 920 部)

②届出事業者への届出の督促 (H24 年度より実施)

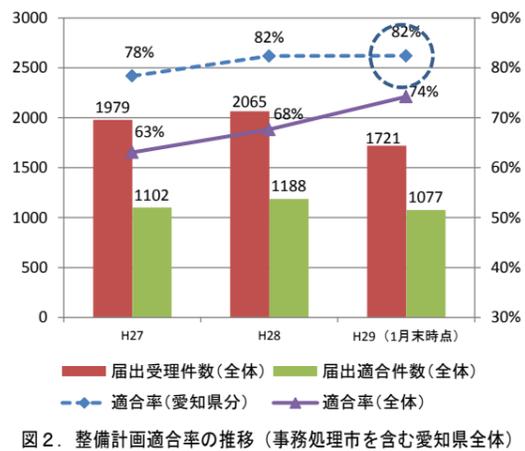
- ・ 建築確認申請の建築計画概要書と照合して、整備計画の届出をしていない事業者に対し、文書で届出の督促を実施。(愛知県分について平成 27 年 11 月より年 4 回実施から毎月実施に督促を強化。)
- ・ 事務処理市においても建築計画概要書を活用した督促の実施に取り組むよう会議で依頼するとともに、依頼文書を各事務処理市あて発出 (H28 年度)。その結果、事務処理市においても定期的な督促を行うようになった。



(2) 基本施策：整備計画適合率の向上 (図 2)

③事業者の意識の向上

- ・ 整備基準に適合しない事業者には、条例の整備基準を遵守するよう指導する文書を届出事業者に対して送付。(H24 年度より実施)
- ・ 窓口において建築士に対する指導・助言を強化。(適合するように計画の修正案などを提示しながら指導・助言を行い、整備計画の修正を促す。)
- ・ 事務処理市においても指導・助言の強化に取り組むよう会議で依頼するとともに、依頼文書を発出 (H28 年度)。その結果、事務処理市においても条例の整備基準に遵守するよう指導・助言を強化するようになった。
- ・ 届出件数が多い事業者に対して、事業所を訪問し、不適合項目について指導・助言を実施。(H27 年度コンビニ 5 社、H28 年度ドラッグストア 5 社)



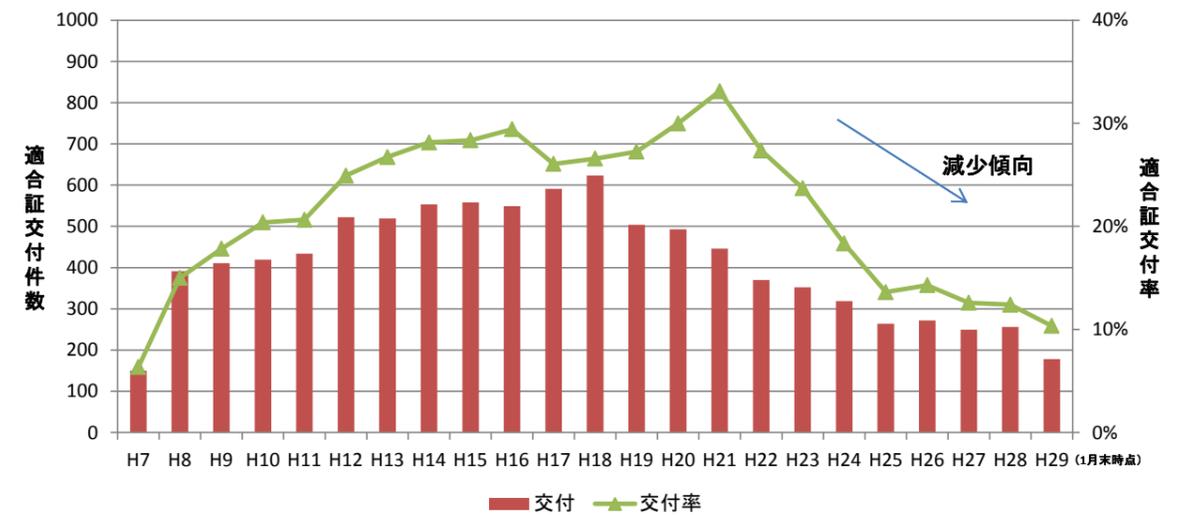
④整備基準の明確化

- ・ H25 年 3 月に改正された条例施行規則の改正内容のパンフレットを届出書の副本と共に返却することで、整備基準の追加及び変更内容の周知を継続的に実施。
- ・ 届出の記載例及び解説を住宅計画課の Web ページに掲載。

(3) 基本施策：整備基準適合建築物の増加 (図 3)

⑤整備計画届出書、適合証の活用

- ・ 整備計画の届出があり整備基準に適合している場合には、通知書の交付時にパンフレットを配布し、適合証の請求の呼び掛けを実施。
- ・ 多くの人が利用する公共施設が基準に適合していることを広く一般の方に知ってもらうため、公共施設の管理者に対して、適合証の請求の呼び掛けを実施。
- ・ 県、市町村が施設の新築等を行う場合に、求めに応じて、整備計画に対する技術的な助言を実施。(H27 年度 18 件、H28 年度 14 件、H29 年度 16 件 (2 月末))
- ・ 届出件数が多い事業者を訪問し、適合証の請求の呼び掛けを実施。(H27 年度コンビニ、H28 年度ドラッグストア)



2 より望ましい施設整備への誘導

(1) 基本施策：望ましい基準による施設整備の促進

⑥望ましい基準の点検

- ・ 国、県、市町村の施設の事前相談時には、人にやさしい街づくり望ましい整備指針に考慮した計画とするよう指導・助言を実施。
- ・ 県有施設の意見聴取会では、住宅計画課より人にやさしい街づくり望ましい整備指針を踏まえた施設整備に配慮するよう呼び掛け。

(2) 基本施策：利用者と共に作る街づくりの拡充

⑦公共建築物における意見聴取の促進（H17年度の条例等の改正施行に伴いH18年度より実施）

- ・ 毎年度4月に県有施設の整備計画の把握のため、県庁内各課室に対して施設計画の調査を実施。
- ・ 毎年度5月に担当課に連絡をとり、意見聴取の対象施設、開催時期等をヒアリング。（基本的に当課も意見聴取会に参加）
- ・ これまで22件の意見聴取会を実施。（H28年度は尾張北東地区特別支援学校始め5件実施、H29年度は愛知県大規模展示場始め2件実施）
- ・ 人街アドバイザーの参加（H28年度：13名、H29年度：5名）

⑧コーディネーター登録制度の創設

- ・ コーディネーターの登録制度の創設については、意見聴取会等でアドバイザー等の活用を図りつつ、その実施結果をみながら引き続き検討する。

3 既存道路・公園における整備の促進

(1) 基本施策：整備に向けた支援の実施

⑨移動等円滑化基本構想の作成の促進

- ・ H24、25年度においては、市町村に対し、移動等円滑化基本構想の策定を促す通知を行った。（H26年度より、中部運輸局が市町村に直接通知）
- ・ H29年度までに、移動等円滑化基本構想が策定済みは9市町16地区。

⑩バリアフリー化の整備状況の把握

- ・ 既存の道路及び公園のバリアフリー化が推進するよう、道路維持課及び公園緑地課から、既存の道路及び公園の特定施設のバリアフリー化の整備状況データを受領し、働きかけを行っている。
- ・ 施設整備をする際に、管理者の求めに応じ、整備計画の技術的助言を実施。（H27年度1件、H28年度1件、H29年度0件）

4 情報提供・教育活動の拡充

(1) 基本施策：事業者・専門家への啓発活動の充実

⑪建築士に対する指導・助言、啓発

- ・ 窓口において建築士に対する指導・助言を強化。（適合するように計画の修正案などを提示しながら指導・助言を行い、整備計画の修正を促す。）
- ・ 事務処理市においても指導・助言の強化に取り組むよう会議において依頼するとともに、依頼文書を発出（H28年度）。その結果、事務処理市においても条例の整備基準に遵守するよう指導・助言を強化するようになった。

⑫工業高校生等向け講座の新設

- ・ H25年度より、将来建築に携わる建築系の学生などに条例の整備基準等の理解を図るため、「県政お届け講座」に人にやさしい街づくりをテーマとする講座を新設。
- ・ 建築系学科を有する工業高校で構成する工業高等学校建築科幹事会において、県政お届け講座（人にやさしい街づくり）の活用を依頼。（H28年度）

(2) 基本施策：県民向けの普及活動の充実

⑬出前講座等の実施

- ・ 小学校出前講座：H19年度より開催し、これまで延べ18校で開催。H28年度及びH29年度はなし。
- ・ 県政お届け講座：H28年度は2件実施、H29年度は3件実施。

⑭県内全域での地域セミナーの開催

- ・ H8年度より毎年開催し、これまで延べ71市町で開催。
- ・ H28年度は豊川市、犬山市の2市で開催、平成29年度は長久手市、新城市の2市で開催。

⑮人にやさしい街づくり賞の活用

- ・ 「人にやさしい街づくり賞ガイドブック」を作成。（H29年度）
- ・ 「人にやさしい街づくり賞ガイドブック」を住宅計画課のWebページにて公開するとともに、県・市職員を対象として建設技術研修や出前講座等で活用していく。

⑯アドバイザー登録制度の拡充

- ・ H26年7月「人にやさしい街づくりアドバイザー指定講習及び登録制度」を創設。

<制度の内容>

- ・ 県が指定講習の基準等を定め、県が指定した団体等が指定講習を実施。
- ・ 指定講習修了者は、「人にやさしい街づくりアドバイザー」の登録申請が可能。

- ・ H26年度からH28年度は、県が指定した2団体が共同で指定講習を実施。
- ・ H29年度は、県が指定した1団体が指定講習を実施。

<講習実績>

- ・ H26年度：受講19名、うち、アドバイザー登録8名
- ・ H27年度：受講18名、うち、アドバイザー登録6名
- ・ H28年度：受講9名、うち、アドバイザー登録6名
- ・ H29年度：受講6名